

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第六号

佐賀県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の任用に関する規則(昭和四十四年佐賀県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十条の四中「県公報による公示、県ホームページ、県広報誌、テレビ、ラジオ、新聞等」を「県職員採用情報ホームページ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。